

橋梁等の対地震シンポジウム 優秀講演者表彰制度

橋梁等の対地震シンポジウムの講演者の中で、特に優れた講演を行った若手研究者・技術者を「橋梁等の対地震シンポジウム優勝講演賞」として表彰いたします。表彰規程は以下の通りです。

本シンポジウムでご講演される若手研究者・技術者の皆様のご健闘を期待いたします。

橋梁等の対地震シンポジウム 優秀講演賞表彰規程

本規程は、橋梁等の対地震シンポジウム（以下、本シンポジウムとする）において優れた論文発表を行った若手研究者・技術者を表彰するための「橋梁等の対地震シンポジウム優秀講演賞」に関して定める。

1. 表彰の目的

本シンポジウムで優れた講演を行った若手研究者・技術者を表彰し、

- ① 論文内容、講演技術の向上に寄与する、
- ② 若手研究者・技術者の参加意欲の向上を図る、
- ③ 本シンポジウムの活性化に貢献する、

などを目的とする。

2. 名称

この表彰の名称は「橋梁等の対地震シンポジウム優秀講演賞」とする。

3. 受賞対象者

本賞の受賞対象者は、以下のすべての条件を満足する個人および大学等に在籍する学生とする。

- ・ 土木学会の正会員もしくは学生会員である者。
- ・ 本シンポジウムに著者（第一著者に限らない）として論文投稿し講演した者。ただし、講演申込時の講演予定者と当日の講演者が一致しない場合は対象外とする。
- ・ 本シンポジウム開催年の4月1日23:59時点において、満40歳以下である者。
- ・ 過去のシンポジウムにおいて、本賞を受賞した回数が2回未満である者。

4. 選考方法

- ・ 各セッションの受賞対象者は2名の審査員で審査する。審査員の1名は各セッションの座長とし、もう1名は本シンポジウム幹事会が指名する。
- ・ 審査員は受賞対象者の講演を採点して、優秀講演者にふさわしいかを判定し、採点表を本シンポジウム幹事会に提出する。
- ・ 本シンポジウム幹事会は、各セッションで2名の審査員の得点の合計（合計得点）を算出し、優秀講演者にふさわしい者をそのセッションの推薦者として選出する。
- ・ 本シンポジウム幹事会において、各セッション推薦者の合計得点、審査員の判定結果、論文内容を審査し、優秀講演賞に相応しいと判断した場合に受賞者として選出する。なお、受賞者の合計得点は全受賞対象者の合計得点の概ね上位3分の1に入らなければならない。
- ・ 論文もしくは発表の内容が、「文部科学省の研究活動における不正行為への対応等に関するガイ

ドライン」に規定される特定不正行為（捏造，改ざん，盗用）の認定を受けた研究活動に基づいていることが明らかとなった場合は受賞対象外とする。また，すでに表彰済みであっても特定不正行為が認定された場合は受賞を取り消す。

5. 表彰

- ・ 本シンポジウムを運営する小委員会ホームページにて氏名および所属を公表する。
- ・ 後日，個人あてに表彰状を送付する。
- ・ 表彰は，本シンポジウムを運営する小委員会委員長名で行う。

（平成26年4月10日制定）

（平成29年3月3日改定）

（平成31年3月28日改定）

（令和元年5月18日改定）

（令和6年4月11日改定）

（令和7年4月24日改定）

（2026年7月3日改定）